

千葉工業大学 P P A 会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この団体は、千葉工業大学 P P A (以下「本会」という)という。

(事務所)

第 2 条 本会は事務所を、千葉県習志野市津田沼 2 丁目 17 番 1 号、千葉工業大学内におく。

(目的)

第 3 条 本会は、父母と教職員が協力して千葉工業大学(以下「本学」という)のために、教育の充実と研究の発展を図り、併せて会員相互の親睦と教養を深め、かつ教職員および大学院学生ならびに学部学生(以下「学生」という)の福祉増進を援助することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 本学の研究および施設の拡充を援助する。
- (2) 本学と父母との連絡を緊密にする。
- (3) 会員および学生相互の親睦を図り教養を深める。
- (4) 教職員および学生の福祉増進を援助する。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項。

(事務局)

第 5 条 本会は、その事業を行なうため、事務局をおき会務を処理する。

(支部)

第 6 条 本会は、総会の議を経て支部をおくことができる。

- 2 支部の規程は別に定める。

第 2 章 会 員

(種別)

第 7 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本学学生(留学生を除く)の父母および専任教職員。
- (2) 賛助会員 留学生の父母および本会の目的に賛同した個人または団体で理事会

において承認したもの。

- (3) 名誉会員 本会に功労のあったものまたは学識経験者で総会において推薦されたもの。

(会費)

第8条 会費は、入会金と年会費の2種とし、会員は所定の会費を納入しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には分納することができる。

- 2 会費は別に定める。

第3章 役員

(種別)

第9条 本会につきの役員をおく。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 会長 | 1 人 |
| (2) 副会長 | 2 人 |
| (3) 理事(会長および副会長を含む) | 若干名 |
| (4) 評議員(理事を含む) | 若干名 |
| (5) 監事 | 2 人 |

(選任)

第10条 会長、副会長、理事、監事は総会において、正会員の中から選任する。

- 2 評議員は、会長がこれを委嘱する。

(任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、会務を分担し、会務の執行を決定する。
4 評議員は、評議員会を構成し、会務を審議し、会務の処理に当る。

第4章 会議

(種別)

第13条 本会の会議は、総会および理事会ならびに評議員会の3種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 評議員会は、評議員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定。
 - (2) 事業計画の承認。
 - (3) その他本会の運営に関する重要事項。
- 2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を執行する。
- (1) 総会の議決した事項。
 - (2) 総会に付与すべき事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(評議員会)

第16条 次の事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 総会の承認を必要とする事項。
- (2) 会則の変更。
- (3) 会則の施行細則に関する事項。
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認められた事項。

(召集)

第17条 会議は、会長が召集する。

- 2 総会を召集するには、会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開催の日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

- 2 理事会および評議員会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第19条 会議は、総会においては会員の5分の1以上、理事会および評議員会においては、それぞれの構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第20条 総会、理事会および評議員会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、それ

ぞれ出席会員、出席理事および出席評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合、議長は、議決に加わる権利を有しない。
- 3 総会、理事会および評議員会の議事に関する修正提案については、第1項の定めにかかわらず、実出席会員または理事または評議員の5分の3以上の同意をもって決する。
- 4 緊急動議については、実出席会員または理事または評議員の5分の3以上の同意を得た場合に限り、つぎの総会または理事会または評議員会において継続審議するものとする。

(委任および書面表決)

第21条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員または理事または評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第19条ならびに第20条第1項の規程の運用については、出席したものとみなす。

- 2 書面表決の取扱いについては、別にこれを定める。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 会員の拠出金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(予算および決算)

第23条 本会の収支予算は、年度開始前にあらかじめ評議員会の承認を得て理事会が編成し、これを暫定予算として施行する。この暫定予算は、通常総会に付議し承認を得なければならない。

- 2 本会の収支予算は、年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を得て総会の承認を得なければならない。
- 3 予算の編成および決算書類の作成方法については、別にこれに定める。

(会計年度)

第 24 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の変更

(会則の変更)

第 25 条 この会則は、総会において出席者の 5 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

附則

- 1 この会則は、昭和 54 年 6 月 30 日改正した。
- 2 この会則は、平成 8 年 6 月 22 日に一部改正した。
- 3 この会則は、平成 9 年 6 月 21 日に一部改正した。